

グループホーム 生愛レジデンス
指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
重要事項説明書
＜令和7年7月1日現在＞

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福島市指定 第0770101657号)

当事業所は、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明いたします。

※ 当事業所の入所は、原則として要介護認定の結果「要支援2から要介護」と認定された方が対象となります。

目 次

1. 事業者	P 2
2. 事業所の概要	P 2
3. 居室等の概要	P 3
4. 職員の配置状況	P 3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	P 4
6. 利用中の医療の提供・緊急時の対応方法	P 8
7. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）	P10
8. サービス内容に関する要望・苦情等の相談	P10
9. サービス利用にあたっての留意事項	P11
10. 非常災害対策	P13
11. 事故発生時の対応	P13
12. 損害賠償	P13
13. 利用者の尊厳	P13
14. 地域との連携	P14
15. 運営推進会議の設置	P14
16. 身体的拘束その他の行動制限	P14
17. 虐待防止のための措置	P14
18. 衛生管理等について	P15
19. 業務継続計画の策定等について	P15
20. 福祉サービスの第三者評価（外部評価）の実施	P16
21. 個人情報利用の目的	P16
22. その他	P17

〈付属文書〉
〔 1.事業所の概要 2.職員の状況 3.契約締結からサービス提供までの流れ 〕
〔 4.サービス提供における事業者の義務 〕

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 生愛福祉事業団
- (2) 法人所在地 福島市大笹生字向平12番地
- (3) 電話番号 024-555-5311
- (4) 代表者氏名 理事長 本間達也
- (5) 設立年月 平成14年10月1日
- (6) 定款の目的に定めた事業
 - 第一種社会福祉事業 特別養護老人ホームの経営
 - 第二種社会福祉事業 認知症対応型共同生活援助事業の経営
老人短期入所事業の経営

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定認知症対応型共同生活介護
指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- (2) 事業所の所在地 福島市大笹生字向平12番地
- (3) 事業所の名称 グループホーム 生愛レジデンス
- (4) 電話番号 024-555-4611
- (5) 管理者氏名 鈴木 三千代
- (6) 認知症対応型共同生活介護の目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力及び希望するところに応じ日常生活上の世話及び機能訓練を行い、安心と尊厳のある生活を可能な限り自立して営むことができるよう支援します。その際、常に利用者の立場に立ちながら他機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (7) 介護予防認知症対応型共同生活介護の目的

認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、利用者の心身の特性を踏まえ、一人ひとりの高齢者が出来る限り要介護状態にならないで、利用者の自立の可能性を最大限に引き出した日常生活を営むことができるよう支援します。その際、常に利用者の立場に立ちながら他機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

- (8) グループホーム 生愛レジデンスの運営方針

- ① 利用者本位のサービスを提供するため、介護サービス計画書に基づき自立した生活が可能になるよう、利用者の能力に応じた支援を行なうと共に、サービス内容の評価を行い質の確保に努めます。
- ② 地域密着型サービスとして位置づけられているため、地域との連携・交流を図

るため、事業所が有する機能を地域に還元すると共に、地域の事業に積極的に参加し双方向による交流に努めます。

- ③ 職員の資質向上に向け教育・研修を継続的に実施し、人材の確保・育成に努めます。

(9) 開設年月日 平成14年10月1日

(10) 入所定員 9名（うち短期利用共同生活介護 1名）

3. 居室等の概要

○居室

利用者の居室は原則個室（定員1名）としベッド・枕元灯を備品として備えます。

○食堂

利用者の使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・いす・食器類などの備品類を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、居間、台所、浴室、洗濯室等の設備を設けます。

4. 職員の配置状況

<主な職員の配置状況>

職 種	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1名		1名	業務及び職員の管理
計画作成担当者 (うち介護支援専門員)	2名 (2名)		2名 (2名)	介護計画の作成
介護従事者	6名	1名	7名	利用者の介護
看護師		1名		利用者の看護
介護助手		1名	1名	身体介護以外の業務

常勤換算：職員それぞれの週あたり勤務延べ時間数の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除して、非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の数に換算した数値です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名となります。（8時間×5名÷40時間＝1名）

<主な勤務体制>

勤 務 体 制		備 考
日勤	9：00～18：00	休暇：勤務表によって ※勤務体制は標準的な時間を記載しております。状況に応じて、異なる場合があります。
早日勤	7：30～16：30	
遅番	10：00～19：00	
夜勤	17：30～9：30	

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて下記（１）（２）があります。

- （１）利用料金が介護保険から給付される場合
- （２）利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

（１）当事業所が提供する介護サービス

<サービスの概要>

種 類	内 容	利 用 料
食 事	(ア) 利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮しながら、季節感ある献立を利用者と相談のうえ提供します。 (イ) 食材費は介護保険給付対象外です。 (ウ) 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 (エ) 食事時間（おおむね） 朝食 7：30～8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00	日常生活費として、算定してあります。
排 泄	(オ) 利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。 (カ) おむつ交換は必要に応じ行います。	おむつ代は実費です。
入 浴	(キ) 入浴または清拭を行います。	
日常生活上の 支 援	(ク) 離床 寝たきり防止のため離床に配慮します。 (ケ) 着替え、整容 身の回りのお手伝いをします。 (コ) 寝具消毒、シーツ交換 (サ) 健康管理 (シ) 洗濯、居室内清掃 (ス) 生活相談	
機能訓練	離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。	
相談及び援助	利用者とその家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。	

<サービス利用料金（1日当り）> （契約書第7条参照）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費・食事等に係る標準自己負担の合計金額をお支払い下さい。
（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度・介護保険負担割合に応じて異なります。）

【 利用料金表 】

<ul style="list-style-type: none"> ①～③は利用者の介護保険負担割合に応じた金額となります。記載内容は介護保険負担割合が1割の場合の金額です。<u>（2割の場合は倍の金額、3割の場合は3倍の金額となります。）</u> 介護保険負担割合証をご確認下さい。 ④～⑥は介護保険負担割合に応じたものではなく実費負担になります。
--

① 介護保険基本利用料「認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護」

（月額換算は1ヶ月を30日で積算しております）

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日額 (月額)	761円 (22,830)	765円 (22,950)	801円 (24,030)	824円 (24,720)	841円 (25,230)	859円 (25,770)

介護保険基本利用料

「短期利用認知症対応型（介護予防短期利用認知症対応型）共同生活介護」

要介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
日額	789円	793円	829円	854円	870円	887円

※ 短期利用共同生活介護は、入院・外泊等のため一定期間不在になる場合に利用定員の枠内で1名を限度とし30日以内の期間を定めて利用することができます。

施設体制による加算

費用	日額	税区分	備考
初期加算	30円	非課税	入居日から起算し30日間算定 ※短期利用者は対象外
医療連携体制加算 (I)ハ	37円	非課税	看護師が利用者の健康管理や服薬指導等を行う。主治医や協力医療機関と連携し、利用者の重度化への適切な対応が行える体制をとっている場合 ※対象：要介護1～要介護5
サービス提供体制 強化加算(I)	22円	非課税	介護職員の総数のうち、介護福祉士が70%以上を占めている場合
科学的介護推進体制 加算	40円 (月額)	非課税	利用者ごとのADL値、栄養状態、認知症の状況等の基本的な情報を厚労省へ提出した場合
栄養管理体制加算	30円 (月額)	非課税	管理栄養士が従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行う

費用	日額	税区分	備考
口腔衛生管理体制加算	30円 (月額)	非課税	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対し技術的助言や指導を月1回以上行い、利用者の口腔ケアマネジメントの計画が作成されている場合
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位× 18.6%/月 の1割負担	非課税	介護職員の賃金改善等を目的とし、1ヶ月の総単位数にサービス別加算率を乗じた単位数を算定

②個別的な対応による加算（利用者個人別に適用されます）

費用	日額	税区分	備考
若年性認知症入所者受入加算	120円	非課税	若年性認知症患者を受け入れ、本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	非課税	認知症日常生活自立度がⅢ以上の認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した利用者に介護サービスを提供した場合
退居時相談援助加算	400円	非課税	退居時に利用者及び介護者に対しての相談援助を行った場合 ※短期利用者は対象外
看取り介護加算 ① ② ③ ④	72円 144円 680円 1280円	非課税	①死亡日以前31日以上45日以下 ②死亡日以前4日以上30日以下 ③死亡日の前日及び前々日 ④死亡日
入居者の入退院支援	246円	非課税	入院後3ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合（月最大6日間）
口腔・栄養スクリーニング加算	20円 (6ヶ月に1回)	非課税	利用開始時及び6ヶ月ごとに口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い情報を計画担当者に提供している場合
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	200円 (月額)	非課税	リハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士・作業療法士等が施設を訪問し職員と共同でアセスメントを行い個別機能訓練計画を作成した場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円 (月額)	非課税	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
協力医療機関連携加算	100円 (月額)	非課税	協力医療機関との間で入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円 (月額)	非課税	協力医療機関との間で新興感染症発生時の体制を確保している場合

新興感染症等施設療養費	240円 (5回限度)	非課税	入居者が新興感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行った場合
退居時情報提供加算	250円 (月額)	非課税	入居者が退所し医療機関に入院する場合において入居者の心身の状況生活歴等の情報を提供した場合

- ・ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護度の認定を受けた後、自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。その場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。
- ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

③ 保険対象外費用（月額換算は1ヶ月を30日で積算しております）

費用		月額	日額	税区分	備考
家賃	管理料	51,000円	1,800円	非課税	入院期間中における日常生活費の取り扱いについては、管理料のみ算定
	水道光熱費	7,800円	260円	外税	
	食費	55,500円	1,950円	外税	

④ 実費負担分（各個人要望による諸経費）

費用		単価	税区分	備考
クリーニング代	一般衣類	無料	内税	一般的に洗濯機で洗濯できる衣類
	特株衣類	実費		絹・純毛等の高額衣類（外注委託）
電気使用料(毛布・テレビ等)		50円	外税	1品1日あたり
理美容代等		1,500円	非課税	1回あたり
通院等の付き添い費		1,000円	外税	1時間あたり
オムツ使用料		実費	外税	紙オムツ リハビリパンツ 尿取りパット
医療機関受診一部負担金		実費	内税	
その他の各個人要望の諸経費		実費	内税	新聞、雑誌等

(2) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条）

原則、口座自動引き落としとしますが、やむを得ない事由により口座振込等をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。

※振込みの場合 当事業所指定の金融機関

・郵便振替	口座番号18230-10317451
・福島信用金庫 本店	口座番号0326545

(3) 権利金等の取扱い（契約書第9条）

家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜供与の対価として受領する費用以外の金品（いわゆる権利金等）は受領しません。また、前払金を受領する場合には、算定基礎を書面で明示し、入居3ヵ月の間に契約が解除された場合、又は死亡により終了した場合には前払い金の額から家賃等の月額を30で除した額に入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗じる方法で控除した額を返還することとします。

6. 利用中の医療の提供・緊急時の対応方法

利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方に速やかに連絡いたします。その際、状態に応じて下記協力病院への緊急搬送の場合があります。（但し、下記医療機関での優先的な治療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

- ・医療法人社団 敬愛会 福島西部病院

福島市東中央三丁目15 024-533-2121

- ・医療法人 生愛会 生愛会中央医療クリニック(内科・整形外科)

福島市大笹生字向平6-1 024-555-5963

協力歯科医療機関

- ・医療法人 生愛会 生愛会中央医療クリニック(歯科)

福島市大笹生字向平6-1 024-555-5963

7. 事業所を退居していただく場合（契約の終了について）

当事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了し、利用者に退居していただくこととなります。（契約書第21条参照）

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が、非該当（自立）又は要支援1と認定された場合。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により、ホームを閉鎖した場合。（この場合、契約終了の30日前までに文書で通知いたします。）
- ③ 事業所の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能となった場合。
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ 利用者がお亡くなりになった場合。
- ⑥ 利用者から退居の申し込みがあった場合。（詳細は以下をご覧ください。）
- ⑦ 事業者から退居の申し出を行った場合。（詳細は以下をご覧ください。）

（1）利用者からの退居の申し出（契約解除）（契約書第24条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から当施設からの退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の30日前までにお申し出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② 利用者が入院された場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

（契約書第25条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合。
- ③ 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

(3) 円滑な退居のための援助（契約書第26条参照）

利用者が当事業所を退居する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- ① 適切な病院、もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- ② 居宅介護支援事業者の紹介
- ③ その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

8. サービス内容に関する要望・苦情等の相談（契約書第27条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、下記の苦情受付窓口担当者が受け付けます。また、生愛レジデンス1階にご意見箱を設置しておりますので、お気軽にご利用下さい。

<苦情受付担当者> 介護支援専門員 渡邊 恵美

<苦情解決責任者> ホーム長 鈴木 三千代

<受付時間> 午前9時～午後6時（定休日なし）

<住所及び連絡先> 福島市大笹生字向平12番地 024-555-4611

(2) 苦情解決相談に関する第三者委員

① 菅野 洪行（元評議員）

連絡先：福島市瀬上町字町裏1-18 024-553-7405

② 佐久間 理恵（信陵地域包括支援センター）

連絡先：福島市大笹生字向平13番地の1 024-558-7867

(3) 行政機関その他苦情受付機関

- ① 福島県国民健康保険団体連合会
連絡先：福島市中町3番7号 (代表) 024-523-2702
(直通) 024-528-0040
- ② 福島県運営適正化委員会
連絡先：福島市渡利字七社宮111番地 (福島県総合社会福祉センター内)
024-523-2943
- ③ 福島市役所 介護保険課 介護給付係
連絡先：福島市五老内町3番1号 (代表) 024-535-1111
(直通) 024-525-6587

9. サービス利用にあたっての留意事項

(1) 面会時間

- ① 午前9時～午後6時 (定休日なし)
施設見学も上記日時に受付しております
- ② 家族が宿泊される時は所定の用紙にて申し出て下さい。
(布団代1,000円・食事代500円を申し受けます。)

(2) 面会時の飲食物等の差し入れ

特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、当事業所は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

※ なお、当事業所から提供される食事以外の食べ物で事故が発生した場合、当事業所では一切の責任を負いかねます。

(3) 持ち込みの制限

火気を使用する機器等は持ち込めません。また、他利用者を傷つける恐れがあるペットの持ち込み及び飼育・刃物等の持ち込み、生命又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると思われる危険物・薬品等の持ち込みはお断りします。その他、ご不明な点についてはご相談下さい。

(4) 金銭等の貴重品の管理

盗難防止のため、金銭等の貴重品の持ち込みは原則お断りします。また、お見舞金やお小遣い等もお預かりしません。※万が一、無断で持ち込みトラブルが発生した場合、当事業所では一切の責任を負いかねます。

(5) 所持品・備品等の管理

自己管理にてお願いいたします。

(6) 外出、外泊

外出、外泊を希望される場合は、外出・外泊届けに記入していただき、2週間前までにお申し出下さい。但し、利用者の体調によっては、嘱託医との相談の上、お断りする場合があります。

(7) 喫煙・飲酒について

全館禁煙となっております。また、事業所内での行事等で提供する以外は、飲酒もお断りしています。ご協力をお願いします。

(8) 医学的管理・服薬管理

健康補助食品や市販薬を併用している場合、薬の効果が変化したり副作用の恐れがあるため、医師と相談の上、用法・用量の調整など必要に応じて服用の制限をする場合があります。

(9) 通院・入院時の対応

通院の際の送迎や付き添い、処方薬の受け取りなど状況に応じて、ご家族に対応していただきます。また、通院の結果入院となった場合には入院時の諸手続き及び、入院に必要な物品の準備等も原則としてご家族に対応していただきます。

(10) 利用中止・契約解除

他利用者や役職員への暴言・暴行（殴る・蹴る・罵声を浴びせる）・セクハラ（体に触る・抱きつく）等により、身体的・精神的に傷付ける行為がみられたり、その恐れがある場合は、利用中止・契約解除することがあります。当法人・職員に対し、カスタマーハラスメント（理不尽なクレームや度を越えた謝罪・対価を要求するなどの行為等）がみられた場合は、利用中止・契約解除することがあります。

(11) 宗教活動

当事業所の役職員や他の利用者に対しての宗教活動、政治活動、営利活動は禁止しております。

(12) 設備、器具の利用

- ① 当事業所内の設備器具等は自由にご利用いただけます。但し、その本来の用途に従って利用して下さい。
- ② 故意または過失により、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ③ 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるもの

とします。但し、その場合ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

※ 上記（１）～（１２）の留意事項に反し、トラブルが発生した場合、当事業所は一切の責任を負いかねます。

10. 非常災害対策

- （１）防災時の対応 当事業所の消防計画により利用者の安全第一をモットーに対処します。
- （２）防災設備 ① スプリンクラー、消火器、屋外消火栓、火災報知器、非常警報装置、非常放送設備、自家発電機、自動火災報知機等を設置してあります。
② 非常通報により利用者にいち早く災害をお知らせいたします。
- （３）防災訓練 ① 毎月１回防災訓練を実施します。
② 火災や地震等の災害に備えて、毎年計画的に消防当局の指導による種々の訓練を通じて知識と技術の習得に努めます。
③ 訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。
- （４）災害対策に関する担当者（防火責任者） ホーム長 鈴木三千代

11. 事故発生時の対応

- （１）当事業所のサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族及び、担当指定居宅介護支援事業所などに連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。
- （２）当事業所のサービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12. 損害賠償（契約書第20・21条）

当事業所において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状態を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

1 3. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

1 4. 地域との連携

地域との協力関係を築き、住み慣れた地域で安心した介護を提供できるように、地域住民や自治組織との連携及び交流を図り、地域に開かれた運営を行います。

1 5. 運営推進会議の設置

事業所は、地域の行政、又は地域包括支援センターの職員、地域住民の代表者、家族の代表者等により構成された運営推進委員会を設置します。

会議は、概ね2ヶ月に1回開催致します。

1 6. 身体的拘束その他の行動制限（契約書第15条参照）

- (1) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しません。
- (2) 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合事業者は、事前又は事後速やかに、扶養義務者又は後見人等に対して、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。
- (3) 事業者が利用者に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限した場合には、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス提供に関する記録に次の事項を記載します。
 - ① 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間および実施された期間
 - ② 前項に基づく利用者に対する説明の時期および内容、その際のやりとりの概要
 - ③ 前項に基づく利用者の扶養義務者又は後見人等に対する説明の時期および内容、その際のやりとりの概要
- (4) 事業所は身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ります。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (6) 介護職員その他従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施します。

17. 虐待防止のための措置（契約書第16条参照）

- (1) 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の防止のための次の措置を講じます。
 - ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - ④ 虐待防止のための指針の整備
 - ⑤ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村へ通報します。
- (3) 虐待防止に関する担当者 ホーム長 鈴木三千代

18. 衛生管理等について

- (1) 入所者の使用する施設、食器、その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施します。
 - ④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

19. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 福祉サービスの第三者評価（外部評価）の実施

事業者は都道府県が定める実施回数に従い、自己評価及び評価機関による外部評価を実施します。評価結果は事業所内に掲示し利用者及び家族だけでなく、広く情報を開示することとします。

(1) 実施状況（直近の状況）

- ① 自己評価作成日 令和7年1月31日
- ② 評価機関調査日 令和7年3月21日
- ③ 評価確定日 令和7年6月3日
- ④ 評価機関の名称 NPO法人福島県福祉サービス振興会

(2) 評価結果の公表（開示状況）

- ① 事業所内に掲示し、利用者及び家族、来所者が閲覧できるようにします。
- ② 運営推進会議等で情報を公表します。
- ③ 独立行政法人福祉医療機構「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」により情報開示されます。

21. 個人情報の利用の目的

社会福祉法人 生愛福祉事業団 グループホーム生愛レジデンスでは利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を下記のとおり定めます。

1. 利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

(1) 認知症対応型共同生活介護での利用目的

- ① 当該施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービス利用者に係る当施設の管理運営のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計・経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2) 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当該施設が利用者等に提供する他の居宅サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅支援事

- 業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・利用者の診療等に当たり、外部に医師等の意見・助言を求める場合
- ・検体検査業務の委託、その他の業務委託
- ・家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプト提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2、上記以外の利用目的

- (1) 当施設の管理運営業務のうち
 - ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設で行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究
- (2) 他の事業者等への情報提供に係る利用目的
 - ① 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供

2.2. その他

当施設においての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス利用にあたり、利用者及び身元引受人(代理人)に対して本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

<事業者>

所在地 福島県福島市大笹生字向平12番地
名称 グループホーム 生愛レジデンス
電話番号 024-555-4611
管理者 ホーム長 鈴木 三千代 印

私は、本書面により、事業者から指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

<利用者>

住所
電話番号
氏名 印

<代理人>

住所
電話番号
氏名 印
(利用者との続柄)

<身元引受人>

住所
電話番号
氏名 印
(利用者との続柄)

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造り（耐火建築物）
- (2) 建物延面積 2931.89㎡
(認知症対応型共同生活介護部分 404.62㎡)

2. 職員の状況

管理者……………施設の職務に従事し施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また職員に必要な指揮命令を行いません。

介護従事者……………利用者の日常生活上の介護業務を行いません。

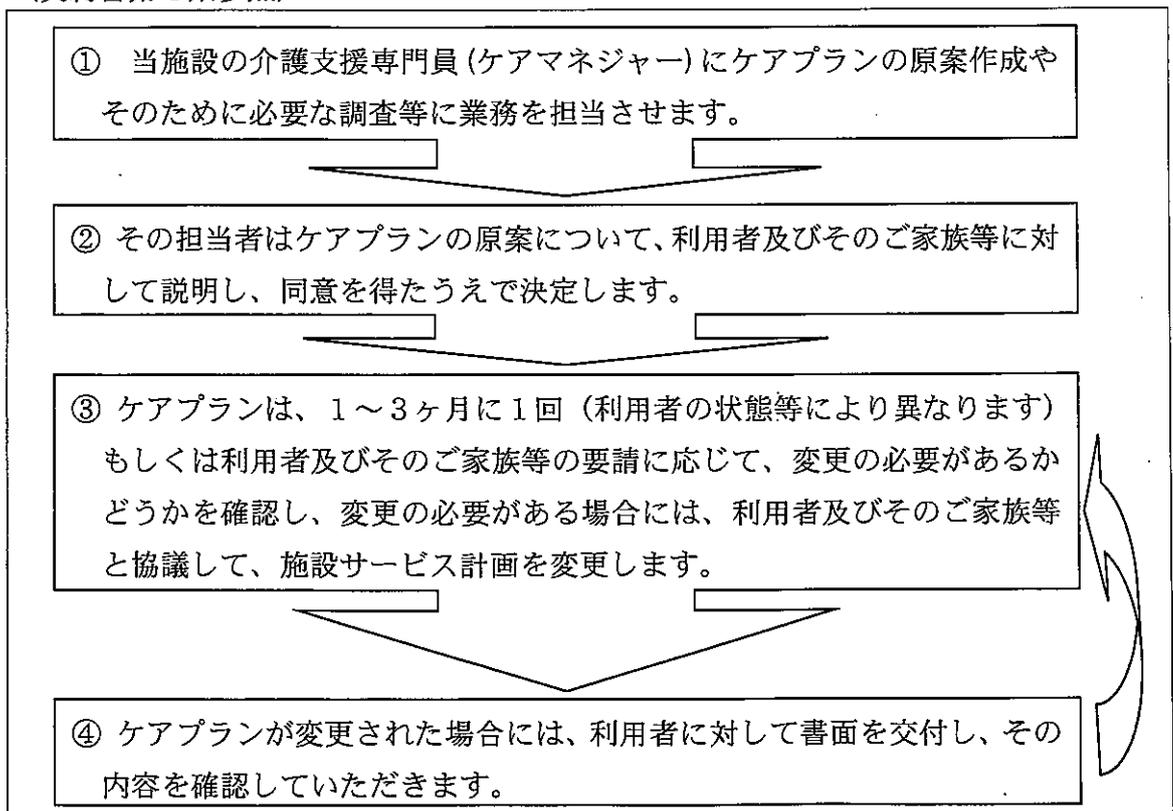
計画作成担当者……利用者のサービス計画の作成、生活相談、処遇の企画や実施等を行います。

看護師……………利用者の定期的な健康管理・主治医との連絡、調整・看取りにおいての対応を中心に行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画(ケアプラン)」に定めます。「認知症対応型共同生活計画・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。

(契約書第4条参照)



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11・12・13・14条参照）

当施設では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護師と連携の上、利用者から状態等について聴取、確認します。
- ③ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者又は身元引受人（代理人）の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。但し、より良い介護サービスを提供するため、サービス担当者会議等で利用者又はご家族の情報をを用いることがあるほか、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。また、利用者の円滑な退所のための援助を行なう際には、あらかじめ文書にて利用者または身元引受人の同意を得ます。
- ⑤ 事業者は、サービス提供時において、利用者の身体に急変その他、緊急に処すべき事態・事故が発生した場合は、速やかに医師又は看護職員と連携し、適切な医療処置を行うと共に、ご家族への報告等必要な措置を講じます。また、事故の再発防止に努めます。